

令和2年 第4回

木古内町議会定例会会議録

令和2年12月17日 開会

令和2年12月17日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

	提出された案件及び議決結果・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1日目（令和2年12月17日）		
	議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	議会運営委員会報告書・・・・・・・・	3
	議長諸報告・・・・・・・・	4
	総務・経済常任委員会所管事務調査報告書・・・・・・・・	5
	開会・開議の宣告・・・・・・・・	7
日程第 1	会議録署名議員の指名・・・・・・・・	7
日程第 2	議会運営委員会報告・・・・・・・・	7
日程第 3	会期の決定・・・・・・・・	8
日程第 4	議長諸報告・・・・・・・・	8
日程第 5	総務・経済常任委員会所管事務調査報告・・・・・・・・	8
日程第 6	行政報告・・・・・・・・	10
日程第 7	一般質問・・・・・・・・	10
	7番 相 澤 巧・・・・・・・・	10
	6番 新井田 昭 男・・・・・・・・	12
日程第 8	議案第9号 職員の特殊勤務手当の支給に関する条例制定について・・・・・・・・	19
日程第 9	議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算（第10号）・・・・・・・・	19
日程第10	議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）・・・・	19
日程第11	議案第3号 令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）・・・・	19
日程第12	議案第5号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算（第2号）・・・・	19
日程第13	議案第7号 令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）・・・・	19
日程第14	議案第8号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）・・・・	19
日程第15	議案第4号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）・・・・	37
日程第16	議案第6号 令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第3号）	39
日程第17	議案第10号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につ いて・・・・・・・・	41
日程第18	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・	42
日程第19	発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について・・・・・・・・	43
日程第20	意見書案第1号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書・・・・・・・・	43
日程第21	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について・・・・・・・・	44
	会期中の閉会・・・・・・・・	45
	会議録署名議員の署名・・・・・・・・	46

令和2年12月17日（木）第1号

- 開会日時 令和2年12月17日（木曜日）午前10時00分
○ 閉会日時 令和2年12月17日（木曜日）午後 2時01分
-

・出席議員（10名）

1番	平野武志	6番	新井田昭男
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧
3番	東出洋一	8番	廣瀬雅一
4番	吉田裕幸	副議長	9番 竹田努
5番	安齋彰	議長	10番 又地信也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
病院事業管理者	小澤正則
総務課長	福田伸一
税務課長	幅崎英樹
会計管理者	幅崎英樹
町民課長	吉田広之
保健福祉課長	吉田宏
まちづくり新幹線課長	木村春樹
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	大山進
産業経済課長	片桐一路
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	平野弘輝
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
教育長	野村広章
生涯学習課長	西山敬二
給食センター長	西山敬二
農業委員会事務局長	片桐一路
代表監査委員	柿崎重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤隆一
議事担当主査	堺泰幸

令和2年第4回木古内町議会定例会議事日程

第1号 令和2年12月17日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		行政報告
7		一般質問
8	議案 第9号	職員の特殊勤務手当の支給に関する条例制定について
9	議案 第1号	令和2年度木古内町一般会計補正予算(第10号)
10	議案 第2号	令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
11	議案 第3号	令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
12	議案 第5号	令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
13	議案 第7号	令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
14	議案 第8号	令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
15	議案 第4号	令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)
16	議案 第6号	令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第3号)
17	議案 第10号	木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
18	諮問 第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
19	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について
20	意見書案第1号	コロナ禍による地域経済対策を求める意見書
21		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

令和2年第4回定例会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	令和2年度木古内町一般会計補正予算（第10号）	2.12.17	原案可決
議案第2号	令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	2.12.17	原案可決
議案第3号	令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	2.12.17	原案可決
議案第4号	令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）	2.12.17	原案可決
議案第5号	令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算（第2号）	2.12.17	原案可決
議案第6号	令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第3号）	2.12.17	原案可決
議案第7号	令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	2.12.17	原案可決
議案第8号	令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	2.12.17	原案可決
議案第9号	職員の特殊勤務手当の支給に関する条例制定について	2.12.17	原案可決
議案第10号	木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	2.12.17	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	2.12.17	可と答申
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	2.12.17	原案承認
意見書案第1号	コロナ禍による地域経済対策を求める意見書	2.12.17	原案可決
	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	2.12.17	承認

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、令和2年第4回木古内町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は10名でございます。
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。
9番 竹田 努君、1番 平野武志君。以上、2名を指名いたします。

議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。
令和2年9月18日に開われました、令和2年第3回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。
議会運営委員会 委員長 2番 手塚昌宏君。
○2番(手塚昌宏君) 皆さん、おはようございます。
令和2年12月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長 手塚昌宏。
議会運営委員会報告書。
令和2年第4回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。
記 1. 会議開催状況。
令和2年12月15日 出席委員は記載のとおりで、欠席委員はございませんでした。
2. 令和2年第4回木古内町議会定例会における議会運営について。
(1) 今定例会の会期については、12月17日から12月18日までの2日間としたい。
17日は本会議を開催し、一般質問、補正予算等の議案審議を行う。
(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。
議事日程番号8から14までは一括議題とする。
なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3)付議案件は、議案10件、諮問1件、発議案1件、意見書案1件である。

(4)一般質問者は2名であり、通告順により質問者ごとに行うこととし、一項目につき、質問時間のみで20分の時間制で実施するものとする。

3. 令和2年第4回木古内町議会定例会における新型コロナウイルス感染症対策について。

(1)議場内、委員会室においては、出席者及び傍聴人はすべてマスクを着用し、発言は全て自席で行うこととする。

(2)議場に入ろうとする者は、入口に備え付けた手指アルコール消毒を行う。

(3)出席者には、飲料水を配付する。

(4)傍聴席への入場は18名までとする。以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から12月18日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの2日間と決定をいたしました。

議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

令和2年9月18日に開かれました、令和2年第3回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

令和2年12月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会総務・経済常任委員会委員長 平野武志。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1の会議開催状況につきましては、10月29日、12月3日の2回の開催であり、出欠委員また説明員については、記載のとおりでございます。

2. 所管事務調査項目。

(1) 建設水道課、(2) 病院事業、(3) 町政全般に関する緊急を要する課題についてとあり、調査項目内容については、記載のとおりでございます。

3. 調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1) 簡易水道事業会計及び下水道事業特別会計の上半期収支状況について。

簡易水道事業会計上半期収支状況については、上半期の経常損失が大幅に赤字となっております。その要因としては、新型コロナウイルス感染症対策として実施した水道使用料金及びメーター使用料の減免によるものであります。

令和2年度決算見込みでは、水道料金の減免に対する地方創生臨時交付金が他会計補助金として充当されることや経費を節減したことにより、営業収益は前年度決算より収支不足が大幅に改善される見込みであります。

今後、人口減少による水道使用料金の減少や企業債償還の負担等があり、簡易水道事業会計の収益においては、今後も厳しい事業運営が予想されることから、さらなる企業努力を望みます。

(2) 国民健康保険病院事業会計及び高齢者介護サービス事業会計の上半期収支状況について。

国民健康保険病院事業会計上半期収支状況につきましては、上半期決算において入院・外来ともに患者数は減少したものの、外来収益は単価が増加したため増収となったが、入院収益は、コロナ禍の影響により、感染拡大防止の観点から病室の個室化と入院期間の短縮などの感染症対策を実施したため、入院患者が減少し昨年に続き赤字となりました。収支不足分は、年度末に交付される新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業により補填される見込みであります。

コロナ禍において病院事業では感染症対策に苦慮されているところでありますが、職員の安心安全、健康に配慮し医療業務に従事していただきたい。

高齢者介護サービス事業会計では、同じくコロナ禍の影響により、入退所時に感染症対策を実施したため、手続きにより以前より時間を要することとなり、入所者が減少する結果となりました。また、通所リハビリテーション事業において、利用者が大きく減少したことから赤字となった。今後の経営において、各事業者と連携を強化し新たな経営改善策を検討し、利用者の維持及び増加を図り、収益の安定的な確保に努めていただきたい。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策事業について。

新型コロナウイルス感染症対策事業については、本事業は継続中ではあるが、これまでの当町における感染症対策事業では、一定程度の経済効果や感染症対策効果が見受けられます。

今後もコロナ禍での事業者・住民の自助意識の高揚に努めていただくとともに、新型コロナウイルス経済対策プロジェクトチームが中心となり、制度設計及び立案する事業に対し高

い効果を期待いたします。以上です。

○議長(又地信也君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会
は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

以上をもちまして、報告を終了いたします。

行 政 報 告

○議長(又地信也君) 日程第6 行政報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります。町長よ
り行政報告がありますので、これを許します。

町長。

○町長(鈴木慎也君) 皆様、おはようございます。

1件、行政報告をさせていただきます。

令和3年木古内町新年交礼会並びに令和3年木古内町成人式式典の開催中止についてでござ
います。

令和3年木古内町新年交礼会並びに令和3年木古内町成人式式典は、新型コロナウイルス感
染拡大防止のため、開催を中止することといたしました。

なお、成人式については、令和3年1月3日の10時から15時まで、木古内町中央公民館正面
玄関において、記念写真を撮影できるような看板を設置することとしております。

コロナ禍の現状を踏まえまして、参加される皆様の健康をお守りするとともに、慎重な対
応が必要と判断したところでございます。

また、例年、1月4日に開催されている消防出初式については、主催者である木古内消防団
長並びに木古内消防署長より、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和3年の開催
を中止する旨、報告を受けております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 町長の行政報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上をもちまして、行政報告を終了いた
します。

一 般 質 問

○議長(又地信也君) 日程第7 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことといたします。

はじめに7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 一般質問させていただきます。7番 相澤 巧です。

萩山・薬師山の施設等の整備について。

木古内町の観光名所の一つである萩山・薬師山は、町全体や津軽海峡、さらには青森県まで一望できる場所として認識されております。

春のシーズンには、2,000人を超える観光客が訪れており、さらには町民の方々が散歩コースとして利用されております。

また、ことしの9月には、前年に択伐された萩山の斜面に、さくら・カエデ・モミジなどが植栽されており、今後も整備がされていくものと思っております。

つきましては、下記の2点について町長の見解を伺います。

一つ目、萩山の間伐について。二つ目、萩山展望台や遊歩道などの整備について。よろしくをお願いします。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) 7番 相澤議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、1点目でございます。萩山の間伐について。

萩山の展望台から木古内側については、保安林指定されており、広葉樹が多いため、間伐などの伐採施業は検討しておりません。また、函館側の針葉樹林については、一部保安林指定されている箇所や、それ以外の山林については木古内町森林整備計画で、保健・文化機能等維持林及び生活環境保全林にゾーニングされているため、伐採施業について材積を2分の1以上維持した施業に限られております。

これらの針葉樹につきましては、林齢がすでに50年生を超えているということで、今後、森林整備計画に沿った択伐施業にて実施してまいりたいと思っております。

続きまして、2点目の萩山展望台や遊歩道等の整備についてでのお尋ねでございますが、展望台については、木材の被覆箇所が一部破損しておりますが、全体的には補修するほどの老朽化は見受けられないため、いまずぐに補修工事をすることは検討しておりません。

遊歩道や萩山と薬師山をつなぐ「いこい橋」につきましては、老朽箇所や一部破損箇所が見受けられました。

今後は、安心に安全に散策するための補修を行うとともに、散策に適さないと判断した場合は、ルートの見直しを検討して、住民の皆様の安全対策に努めたいと思っております。

いずれにいたしましても、木古内のこの自然は先人から受け継いできた大切なものだと認識しておりますので、適切に管理をして未来につなげていきたいと思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) まず1番目のほうで、見てみますと広葉樹のほうはそうでもないんですが、針葉樹のほうかなりヒョロヒョロしたもの、枯れて傾いているものなど、また素人目に見てもかなり密になっている部分があるんですよ。これは、工事をやるに関しては道の許可を得なきゃいけないとかそういうことは、どっちにしても早めに対応しなきゃならないのではないかなと思われま。

2番目、確かに展望台については中が鉄骨で外は木で囲っているという状態であるんですが、床に面した部分は腐れて落ちかけているんですよ。

それから、いこい橋のほうは補修箇所もありますが、さびがかなり見えていたりするんです。かなり危険とまでもいかななくても今後、傷みが進んでいくと思うんです。それで、傷みが小さいうちに手をかけておいたほうが費用も少なく済むんじゃないかなと思うんです。

その辺はどのように考えておられますでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) まず、1点目の再質問でございます。

いわゆる保安林の危険性が生じる支障木等が発生した場合にはどうするのかというような趣旨のご質問かと思えます。森林法にそりましておっしゃられたように、北海道との協議や許可を得て施業を行っていくとそういったことがそのあとの流れとして考えております。

二つ目の再質問でございます。

展望台、いこい橋、早めに整備をすれば修理のコストがかからないんじゃないかというような趣旨のご質問かと思えます。私もおっしゃるとおりだと思います。一般質問をいただいてから私も担当課と一緒に散策をしまして、いまの時期少し寒いんですが、すごく気持ちの良い散策コースだなと私自身もそのように思っています。ただ、特に町民のかたに安心して使ってもらいたいとそういった観点から考えた時に、小さなお子様から高齢者のかたまで幅広い年齢のかたに親しんでもらえるような場所によりなしてほしいとそのように私も思っていますので、早めに対応できるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 1番・2番含めて、この部分について整備の計画等はできているのでしょうか、それともこれから策定するのでしょうか。順次、整備計画なり作ってやっていかなきゃならないのではないかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 3回目の再質問ということで、平成10年に森林法改正で市町村に義務づけられました。これは、森林計画のことでございます。当町では、平成12年の4月に計画を策定いたしました。そして、本年の4月から令和12年までの計画を公表しているところでございます。そして、この計画は5年に一度の計画の見直しをするとそういったことができますので、そのタイミングで議員の皆様、そして町民の皆さんからいただいた意見をしっかりと反映した形で、見直しを検討していきたいと思っております。また、2年後町制80周年です。22年後、100周年です。未来に向けてもしっかりと守っていきたいと思っておりますので、引き続き議員におかれましてもご協力とご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 計画一通り作ってあるということで、理解しました。以上、終わります。ありがとうございました。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君の一般質問を終了いたします。

次に6番 新井田昭男君の一般質問を行います。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 2番手で一般質問をさせていただきます。

題名は一つでございます。新型コロナウイルス感染症に対する行政危機管理体制について

でございます。

本年2月以降、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、瞬く間に全世界に感染が広まり脅威となっている。現状、ワクチン開発が急ピッチで進められているが、未だ我が国の国民に対するワクチン投与の時期は不明でございます。発生から1年近い歳月が流れた現在もマスクの着用、手洗いや手指消毒、うがい、換気、3密回避の行動など、現代医学をもってしても一人ひとりの自助努力に頼らざるを得ない状況に憤りを感じております。

このような状況の中で、10月中旬より我が国に第3波が押し寄せ、12月には感染に関する全ての数字が覆る状況となっております。

最近では、公務員が新型コロナウイルスに感染する事例が増えており、十勝管内清水町、檜山管内奥尻町で勤務する町職員が新型コロナウイルスに感染し、役場が一部閉鎖するなどの措置がされております。さらに日高管内平取町においては、道内初の首長が感染しています。

また、旭川市においては、病院でクラスターが発生し、医療崩壊となりえるような事例も出てきており、今後ますます我々にコロナの危機が押し寄せる状況と考えます。

このような状況下で、様々な観点から我が町の新型コロナウイルス感染症に対する予防体制のさらなる構築が必要と考えますので、次の2点について町長の見解を伺います。

一つ目は、第3波における新型コロナウイルス感染症の対策についてでございます。

この中には①として、住民への感染防止に対するさらなる対策についてでございます。

②役場本庁舎を含めた公共施設の感染防止に対するさらなる対策についてです。

2として、当町においてクラスターや陽性者が確認された場合の危機管理対策についてでございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) 新井田議員のお尋ねの質問について、お答えいたします。

1点目の第3波における新型コロナウイルス感染症の対策について、①住民への感染防止に対するさらなる対策についてでございますが、当町においては、感染予防対策の周知方法といたしまして、防災行政無線や町ホームページなどを活用し、住民の皆様に対する啓発を行っております。

周知する情報に関しましては、北海道の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果を踏まえながら、随時新しい内容に更新しております。第3波といわれている現状においても、町内において感染者の発生がないことから、引き続き、これらの基本的な啓発活動を継続してまいりたいと思っております。

これまで布マスクの配布事業等を行ってきましたが、町民の皆様の感染症対策というのは、日常の生活圏のさらなる対策が重要であると新井田議員おっしゃるように私もそのように認識しております。

現在、町では感染防止対策といたしまして、町内の宿泊業、飲食業事業者に対しまして、飛沫感染対策補助金の給付を検討しております。

今後もマスク着用、手洗いやうがいの励行等の新北海道スタイルの実践による、町民の感染予防に関するより高い意識の高揚を図ってまいります。

次に、②役場本庁舎を含めた公共施設の感染防止に対するさらなる対策についてござい

ますが、これまで役場庁舎にはロールスクリーンを設置し、飛沫による感染防止を図るとともに、手指消毒液を各所に設置いたしました。また、入札においては町外参加者は郵送での対応等を行っております。職員に対しては業務中のマスクの着用、手洗いやうがいの励行や一定の時間での事務室の換気等の対策を行っております。また、出張等の際は地域別の感染状況に応じた行動制限基準に基づき行動するようにし、Z o o mによるW e b会議システムの導入等、これは各公共施設においても同様であります。

また、教育施設では、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定事項に基づき、施設利用者の制限や北海道スタイルの取り組み、感染状況を踏まえて、各種事業の規模縮小・延期・中止等の判断を行っております。今後、オープン予定のふるさとの森スキー場の運営につきましては、ロッジ内の利用人数や学校授業以外の団体利用を制限するなど独自の対応策を図ってまいりたいと思っております。

さらに、学校現場におきましては、学校の新しい生活様式に基づきまして、基本的な対策の実施はもちろんのことですが、校舎内の消毒作業等に対応するため、北海道教育委員会の支援事業であります「スクール・サポート・スタッフ」を活用しており、今後においてもさらなる感染防止に努めてまいります。

各町内会館等につきましては、使用頻度の高い施設には消毒液を常備いたしました。

その他の施設においては使用の都度、設置をしております。また、換気のため、網戸未設置施設への網戸の設置をいま現在考えております。設置時期については、今後状況を把握した上で、対応したいと考えております。

今後も感染状況を的確に把握いたしまして、考えられる感染防止対策を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、2点目に入らせていただきます。

当町において、クラスターや陽性者が確認された場合の危機管理対策についてでございます。

当町におきましては、令和2年の2月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。陽性者が確認された場合には、この対策本部においてその後の対応について、検討・協議を行うこととしております。また窓口業務、これらの業務の停滞を招かないよう陽性者が発生した場合を想定した一時的な課の移動や代替職員配置等のシミュレーションも行っております。

北海道においては、クラスターの発生に備え振興局ごとに即応体制が整備されております。

発生後は、現地支援対策本部の設置や道の医師・看護師・保健師等の派遣など、迅速に対応する体制が既に構築されております。

このため、町内でクラスターが発生した場合には、渡島保健所が中心となり対応することとなりますが、その際には保健所からの依頼により、当町の保健師も濃厚接触者の調査などに協力することとなっております。

いずれにいたしましても、クラスターが発生した場合には、関係機関と連携し、町としてもしっかりと対応していくとそういうことでございます。以上でございます。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) いま町長のほうから縷々、ご説明いただきました。まさに感染、それと経済的な下支えも含めて、大変敬意を表するところでございます。そういう中で、いろ

いろこの2点について、今回ちょっと私の思いを含めて、質問とさせていただいているんですけども、質問の答弁要旨をずっと羅列されているもの読んでいたんですけども、確かにおっしゃるとおりだと思います。これ幸いにも我が町には感染者が1人もいなくて現在に至っているわけで、非常にこれは行政のそういう対策の徹底がこういう結果でないのかなとそんなふうになんかちょっと感ずるところもあります。

この1の第3波における対策については、いわゆる住民の対策防止です。五つほどいま町長のほうからいただきました。おっしゃるとおりだと思います。ただ、この状況で日々日替わりみたいな情報が変わるわけですね、感染者並びに死亡者も含めて。一つお伺いしたいのは、町長はこのいまのコロナ禍、これを有事と認められるか惨事としか見ていないか、まずどっちかその結果お聞きしたいんですけども。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時39分
再開 午前10時40分

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

町長。

○町長(鈴木慎也君) 新井田議員の再質問のお尋ねにお答えさせていただきます。

有事なのか惨事なのかということですが、有事・惨事、私は両方だと思っています。

これは、通常時ではなくてももちろん国・道にとってもですが、我が町にとっても緊急時だと通常時ではないとそういった危機感を持って常にその認識をしております。コロナ禍に対する考え方とかというのは、よろしいですか。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 町長、すみません。突発的で申し訳ないです。なぜこういうふうにしたかと言うと、やはり見えている災害と見えないいまの恐ろしい状況の中で、根本な町の考え方っていうのは一体どっちなんだろうかというちょっと思いがあったんですよ。私はいま言ったように思いで言ったんですけども、私はまさに有事だと思っています。

そういうことで、町長の考えを聞いたところでございます。

意見として答弁として同じような考えであるということにホッとしたところでございます。そういう中で私、町民の五つの対策案が出ているんですけども、いまの国の制度だとかいろんなことを配慮しながら、来たるお正月も迎えるわけですよ。そういう中で、やはり町長自らが防災無線でも結構だと思うんです。やはりいまの状況を踏まえて、町民の皆さんに熱いメッセージを送ることもこれありだと思うんですよね。やはりいま非常に町民の自助努力の中で、非常にストレスも当然あるだろうし、ナーバスな状況になっているわけですよ。そこで、例えば防災無線だけで職員がかわいい声で申し上げるより、それはそれで結構だと思います。ただやはり町長が言うように、町民の目線で考えるのも私はいまがチャンスじゃないかと思うんです。これまた、4波・5波わかりません。だけれども、実際にこのような状況の中でいくとやはり町長自らのメッセージというのは、私は大事だと思います。まずこれ1点。

それと、飛沫に関しては今回、予算補正当然なるようですからこれはこれで非常に良いな

というような改めて認識しております。

②の役場本庁の件なんですけれども、おっしゃるとおりこれ6項目上げております。ただ私気になるのは、窓口での業務というのは当然不特定多数のお客さんが来るわけですよね。

いま現在は、ビニールである程度シャットアウトしていると飛沫対策していると。ただ、見ますとまず職員のソーシャル・ディスタンス、あるいは飛沫対策、もう一つ私一番気になるのは町長の執務室というのはどういうふうに対策されているのかなと思うんです。広いですから誰かが対面でやる時にはスタンスをとってやっているんでしょうけれども、私はやはりもししていなければ飛沫防止対策でアクリル板をバンと設置すべきだと思いますよ。その辺の見解。やっているならやっているで申し訳ないですけども、やっていなければそういう答弁をお願いしたいです。その2点です。このいまとりあえず2点、答弁いただけませんか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 新井田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、防災無線でメッセージを送ってはどうかとそのような趣旨のご質問だったと思います。現在、想定といたしまして町内・町民の皆様から感染者が出た時に私からの防災無線をメッセージをするとそういった想定でいまのところでございます。

ですが、新井田議員からこのような質問もいただきましたので、検討してまいりたいと思っております。

そして、2点目の町長室の感染対策どうなっているんだとそのような質問かと思えます。

入り口に消毒液、あと窓は常に換気をしている状況であると。あと、次亜塩素酸の噴射機を置いております。そして、テーブルも方向を変えたり工夫をしながら、ソーシャル・ディスタンスの表示をしているんですが、ただ町長室は広いとはいえ、せいぜい5人ぐらい座るとそれ以上座ると密な状態になるだろうということで、人数が多い会議の場合はほかの広い会議室を利用するようにしております。新井田議員おっしゃったように、私達の社会というのは新型コロナウイルス感染症が流行して、はじめての冬を迎えると。そういった中で、年末年始は特別な時期です。私もそう思っていますし、新井田議員もそのように思っておられると思います。特にこの半年以上、本当に皆様には辛い大変な思いをされてきた多くの皆さん、年末年始こそは親族や親しい友人の皆さんと旧交を温めたいと考えていたと思うんです。

そして、帰省する場合には三密の回避を含めた基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるなど高齢者の皆様に感染がつかないように注意をお願いしたとそのように町としては思っております。あと、そういった対応が難しいと判断される場合は、年末年始ということもキーワードがありましたので、帰省について、慎重に検討していただきますようお願いするとともに、発熱等の症状があるかたは、できるだけ帰省を控えていただけるようお願いしたいと思っておりますが、帰省される場合には年末年始の休暇を分散して取得するなど、混雑する時期を避けていただくように町といたしましてお願いしていきたいと思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) いわゆる町職員さんのディスタンスあるいは飛沫対策、それとすみません一緒に聞けばよかったんですけども、やはり利用者に対していわゆる検温体制というのはどうなっているのかな。きょう我々この議場に入ってきた時、事務局から「新井田さん、体温測らせて」ということで、我々は機会があるごとにやっているんですけども、その

辺の対策っていうのは一体どうなんだろうな。やはりある程度、大変申し訳ない表現だけでも、それによっては改めてまた利用を考えてもらうとかそういう対処もやはり必要でないかと思うんですね。あるいは代行してやるとか、そういう部分の対策っていうのは一体どうなんだろう。それちょっと聞きたいです。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 新井田議員の質問のお尋ねにお答えいたします。

非接触体温計をいま現在どのように活用しているかとそのような趣旨のご質問かと思えます。現在、来庁者に関しましては、非接触型の体温計でそういった対応はしておりません。

現在、町といたしまして健康管理センターで12台、そして以前に議会でも資料等出ていると思えますが、災害用で18台ございます。これは、あくまでも災害用ですが例えば各町内会とか総会等人が集まるような状況で非接触型の体温計があったほうが安心だとそういった声があるかと思えますので、非常用ですが一時的に貸し出しできるような対応はできるものといまのところそのように検討して考えております。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) ぜひそういう基本ベース、いまやはり基本しかないわけですよね、手立てが。やっとここにきてワクチン体制とか対応ができるようになるのかもしれないけれども、まだまだこの先あるので、ぜひそういう基本のまず注意していただいて、住民の安心安全を守っていただければなとそんなふうに思います。

2の当町においてクラスター陽性者が確認された場合の危機管理対策っていうことで、これも町長から5項目によってご説明いただきました。冒頭申し上げたように、やはり平取町とかああいう首長さんが感染された。別に誰もしたくてなるわけじゃないんだけど、結局我々もそうですけれども、日々そういう可能性があるわけですよね。だから、そういう可能性の中で特に約4,000人近いかのトップなわけですよね、町長は。ですから、大変な気苦労だとかそういう部分は当然されている部分あるんだろうけれども、まずそういう危機感とかあるいはこれいくらか危機感出ていたけれども、だいたいそうなんだろうってわかるんだけど、私前に平成30年の大森さんの時に、胆振東部地震の時に同じような聞き方したんですよ。具体的に書いてなかったので申し訳ないんだけど、その後、現町長も私と札幌でいろいろ防災について講習を受けたりなんかしていますのでだいたいわかっていると思うんだけど、ごく最近では道議がPCBのいわゆる事業継続計画っていうこれって私前々からちょっとお話をしていて、ほぼ皆さんがスタッフの皆さんっていうのは聞いている話だなと思うんだけど、それがいまどうのこうのということではないんだけど、要はそういう部分もどうなんだろうということをちょっと確認したいんですよ。やはりトップがいなくてこういうコロナ禍でさらにまた大きな大災害が起きたとか、当然あり得ることですよね。だから、こういうことはコロナ禍では大事だけれども、そのトータル的な部分の事業を継続、いわゆる役場も機能が低下することなく、例えばトップがいなくてもサブがいなくても防災に対して、あるいはコロナ禍に対しても対応できるシステムですよね。そういう部分ってやはり今後考えていかなきゃならないと思うんですよ。いまはどうかの考えてということではないんだけど、そういう部分もやはり視野に入れていく必要があるんじゃないですかっていうことをちょっと聞きたいんですけど、よろしいですか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 新井田議員、ありがとうございます。様々な貴重なご意見いただきました。いまご心配されておりました災害ですとかコロナの状況下において、首長が町にいない場合とかその体制どうなんだろうとかそのような趣旨のご質問かと思いますが、私が不在の時は例えば副町長が代理として防災の動きを止まることなく進めていくとそういった体制をとっております。ただ、新井田議員おっしゃったのは、おそらくやはり常に危機感を持って、町民お一人お一人の命をやはりしっかりと守っていくんだとそういった強い意志が必要じゃないかとかそのようないろいろとアドバイスをしてくれたのかなと心から感謝を申し上げたいと思います。町民の皆様におかれましては、やはり新型コロナウイルス感染症での今回質問でございますので、これまでのマスクの着用、そして小まめな手洗いの徹底に加えて、感染リスクを回避するんだとそのような行動の徹底をお願いしたいと思っております。

町は、町民の皆様お一人お一人の健康と命、そして安心安全の確保に向けて適切な情報の提供、そしてたまたま新井田議員から一般質問でありました感染予防にさらに取り組んでいきたいと思っております。

また、感染者が発生したなどの根拠のない誤った情報に惑わされることのないよう、ぜひとも思いやりを持って落ち着いて行動をされますようお願いしたいとこの場をお借りしてお願いしたいと申します。

新型コロナウイルス感染症に打ち勝つために、議員各位の皆様のお力と町民皆様のご理解とご協力が必要だともうこれに尽きると思っておりますので、引き続き新井田議員におかれましてもご指導・ご協力をお願いしたいとこのように思っております。以上です。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) もう町長は、いまの状況に関しては、本当に危機感を持って得られるというのは思いはいまちょっと伝わりましたので、ぜひこの先どうなるんだろうっていうような部分はあります。見えに見えない部分が本当に恐ろしいっていう感覚だけで手探りしかないんだろうけれども、いずれにしてもやはり見える見えないというのは今回でのことで、こういうこともあるんだっていうことは事例としてわかりました。私も含めてわかりました。

そういう中で、やはり立場上いろいろ聞きづらい部分あるいは言いづらい部分も当然あるんだけれども、いずれにしても災害に対する取り組みというのは、やはりいかなる時でも隙があってはならないとそんなふうに思います。これは、町長も先ほど触れたように、いろんな研修の中でご理解されていることだと思いますけれども、改めて私のほうからそんなことで町民の生命・財産を守るために、惜しみないやはり努力をしていただければとそんなふうに思いますので、今後ともぜひ住民のために一つご尽力をいただければと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

11時10分まで、休憩いたします。

休憩	午前10時57分
再開	午前11時10分

議案第9号 職員の特殊勤務手当の支給に関する条例制定について

議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第10号)

議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第3号 令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第5号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

議案第7号 令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第8号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○**議長(又地信也君)** 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第8 議案第9号 職員の特殊勤務手当の支給に関する条例制定についてほか6件は、関連がありますので一括議題といたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○**議会事務局長(加藤隆一君)** それでは朗読いたします。

日程第8 議案第9号 職員の特殊勤務手当の支給に関する条例制定について、日程第9 議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第10号)、日程第10 議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、日程第11 議案第3号 令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第12 議案第5号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第2号)、日程第13 議案第7号 令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、日程第14 議案第8号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)。以上でございます。

○**議長(又地信也君)** 以上、日程第8 議案第9号ほか6件については関連がありますので、一括議題といたします。

はじめに、議案第9号についての提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長(鈴木慎也君)** ただいま一括して上程となりました、議案第9号 職員の特殊勤務手当の支給に関する条例制定につきましては、私から提案理由の説明をさせていただきます。

このたびの条例制定につきましては、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律並びに、新型コロナウイルス感染症に関する作業に従事した場合の、特殊勤務手当の支給について定めるため制定するものでございます。

第1条は目的で、本条例は職員の給与に関する条例第10条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の支給に関し必要なことを定めることとしております。

第2条は特殊勤務手当の種類で、防疫等作業手当でございます。

第3条は手当の支給範囲及びその額で、第1号は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症並びに、町長がこれらに相当すると求められる感染症が発生あるいは発生する恐れがある場合に、職員が患者の救護や物件の処理作業に従事した時には、1日につき2,000円を支給することとしております。

第2号は新型コロナウイルス感染症に関する作業で、感染者等に接触して行う作業、感染者等が使用した物件の処理及びこれに準ずる作業に従事した時に、その従事した1日につき3,000円を、患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、またはこれらの者に長時間に

わたり接して行う作業、その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合は、1日につき4,0000円を支給することとしております。

第4条は支給方法で、防疫等業務手当の支給については、その月分を翌月給料の支給と同時に支給することとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

副町長に代わります。

○議長(又地信也君) 次に、議案第1号から8号についての提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 続きまして、一括上程となりました、議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第10号)、議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第3号 令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第5号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第2号)、議案第7号 令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、及び議案第8号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第10号)から説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、3,081万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、52億5,970万4,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、4ページの第3表 地方債補正は、起債発行可能額の決定並びに、このたびの補正事業費による起債額の変更となっております。起債の目的の5項目目の農業施設整備事業債は、150万円を追加し補正後の限度額を330万円に、次に3項目下の河川整備事業債は300万円を追加、その下の消防施設整備事業債は渡島西部広域事務組合負担金の財源として計上していましたが、起債の借入れを渡島西部広域事務組合が行うことにより、補正後の限度額をゼロとし、補正後の限度額の合計を7億8,690万円とするものです。

歳出の主な補正内容ですが、1款 議会費は、議員期末手当の減額補正です。

2款 総務費は、ふるさと納税に関する経費、道南いさりび鉄道運行補助金、町内のレンタカー事業者に対する自家用自動車有償貸渡事業者支援補助金の追加補正です。

3款 民生費は、国民健康保険特別会計など各会計への繰出金の補正、税制改正対応国民年金システム改修委託料の追加補正です。

4款 衛生費は、簡易水道事業会計及び渡島西部広域事務組合負担金の減額補正です。

6款 農林水産業費は、中野第6頭首工油圧装置及び電気設備更新工事の追加補正です。

7款 商工費は、中小企業・小規模企業経営改善等支援事業補助金及び町内で宿泊業及び飲食業を営む事業者に対する新型コロナウイルス飛沫感染対策補助金の追加補正です。

8款 土木費は、下水道事業特別会計繰出金の減額補正です。

9款 消防費は、渡島西部広域事務組合負担金の減額補正です。

14款 職員給与費は、人事異動及び人事院勧告などに伴う給与改定に係る補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。

次に、議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、6億4,748万7,000円とするものです。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、3節 職員手当等及び4節 共済費、あわせて8,000円の減額は、人事院勧告及び共済組合等負担率の改定に伴う補正です。

9ページから11ページにかけて、9ページ、3款 国民健康保険事業費納付金、1項・1目 医療給付費分、次に10ページ、2項・1目 後期高齢者支援金等分、次に11ページ、3項・1目 介護納付金分は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に伴う財源振替です。

12ページをお開き願います。

6款 保健事業費、3項 特別総合保健施設事業費、1目 保健指導事業費、3節 職員手当等、4節 共済費 あわせて9万2,000円の減額は、人事院勧告及び共済組合等負担率の改定に伴う補正です。

13ページをお開き願います。

9款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 一般被保険者保険税還付金、22節 償還金利子及び割引料 38万1,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税過年度分の減免申請見込み分の追加補正です。

5目 特定健康診査等負担金、22節 償還金利子及び割引料 45万1,000円及び6目 保険給付費等交付金償還金、22節 償還金利子及び割引料 994万円は、令和元年度負担金額確定に伴う返還金の追加補正です。

14ページをお開き願います。

10款・1項・1目・節 予備費 1,066万9,000円は、令和元年度保険給付費等交付金並びに特定健康診査等負担金償還金の返還等に伴う減額補正です。

次に、歳入のご説明をいたします。

6ページをお開き願います。

1款・1項 国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税、1節 医療給付費分現年度課税分 217万2,000円、2節 介護納付金分現年度課税分 58万3,000円、及び3節 後期高齢者支援金分現年度課税分 77万8,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税現年度の減免申請見込み分の減額補正です。

3款 国庫支出金、1項 国庫補助金、2目・1節 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 52万8,000円は、オンライン資格確認等対応システム改修業務委託の財源で、当初予算では事業費の3分の2を見込んでおりましたが、全額が補助されることとなったための追加補正です。

3目・1項 災害等臨時特例補助金 212万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税現年度分の減免に対する補助金の追加補正です。

4款 道支出金、1項 道負担金、1目 保険給付費等交付金、2節 保険給付費等特別交付金 179万4,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に

係る国民健康保険税現年度分・過年度分の減免に対する交付金の追加補正です。

7ページをお開き願います。

6款 繰入金、1項・1目 一般会計繰入金、1節 保険基盤安定繰入金保険料軽減分 42万3,000円の追加、及び2節 保険基盤安定繰入金保険者支援分 21万5,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴う補正です。

4節 財政安定化支援事業繰入金 101万4,000円は、財政安定化支援事業の確定に伴う減額補正です。

5節 その他一般会計繰入金 10万円は、人事院勧告などに伴う減額補正です。

次に、議案第3号 令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、297万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、1億8,659万円とするものです。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、12節 委託料 126万5,000円は、令和3年1月に施行される住民税の基礎控除の見直しに対応するためのシステム改修委託料の追加補正です。

9ページをお開き願います。

3款・1項・1目 後期高齢者医療広域連合納付金、18節 負担金補助及び交付金 171万円は、令和元年度実績確定に伴う事務費負担金分 73万7,000円の減額、被保険者の異動に伴う保険料分 199万2,000円の追加、保険基盤安定負担金の確定に伴う繰入金分 56万3,000円の減額、及び療養給付費負担金分 101万8,000円の追加による補正です。

次に、歳入の説明をいたします。

6ページをお開き願います。

1款・1項 後期高齢者医療保険料、1目 特別徴収保険料、1節 特別徴収保険料現年度分 276万3,000円の追加、及び2目 普通徴収保険料、1節 普通徴収保険料現年度分、及び2節 滞納繰越分、計77万1,000円の減額は、被保険者の異動等に伴う保険料の補正です。

3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目・1節 事務費繰入金 27万5,000円は、令和3年1月に施行される住民税の基礎控除の見直しに対応するためのシステム改修委託料に係る一般事務費分 101万2,000円の追加、及び後期高齢者広域連合納付金の令和元年度実績確定に伴う事務費負担金 73万7,000円の減額補正です。

2目・1節 保険基盤安定繰入金 56万3,000円は、繰入金の確定に伴い、7割・5割・2割それぞれの軽減対象者分 52万3,000円の減額、及び激変緩和措置分 4万円の減額補正です。

7ページをお開き願います。

3目・1節 療養給付費負担金繰入金 101万8,000円は、後期高齢者広域連合療養給付費負担金の令和元年度実績確定に伴う追加補正です。

6款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目・1節 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 25万3,000円は、令和3年1月に施行される住民税の基礎控除の見直しに対応するためのシス

テム改修に係る補助金の追加補正です。

次に、議案第5号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第2条は、令和2年度予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入は、第1款 簡易水道事業収益の既決予定額 1億4,359万7,000円から13万6,000円を減額し、その予定額を1億4,346万1,000円とし、支出は第1款 簡易水道事業費用の既決予定額 1億4,447万円から24万3,000円を減額し、その予定額を1億4,422万7,000円とするものです。

第3条は、令和2年度予算の第7条に定めた職員給与費 3,259万7,000円を3,235万4,000円に改めるものです。

補正の主な内容は、人事院勧告などに伴う人件費の補正です。

それでは詳細につきまして、収益的支出からご説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款 簡易水道事業費用、1項 営業費用、2目 配水及び給水費、節 手当及び法定福利費、あわせまして5万円の減額は、人事院勧告及び共済組合等負担率の改定による補正です。

9ページをお開き願います。

4目 総係費、節 手当・法定福利費、あわせて19万3,000円の減額についても、人事院勧告及び共済組合等負担率の改定による補正です。

続いて、収益的収入をご説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款 簡易水道事業収益、3項 営業外収益、3目・節 他会計補助金 13万6,000円は、人事院勧告などに伴う一般会計からの基準外繰入金の減額補正です。

次に、議案第7号 令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、189万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、7億3,790万2,000円とするものです。

それでは、補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料から4節 共済費まであわせまして52万1,000円の追加は、人事異動、人事院勧告、及び共済組合等負担率の改定に伴う補正です。

12節 委託料 222万8,000円は、令和3年4月の制度改正に対応するためのシステム改修委託料の追加です。

8ページをお開き願います。

3款・1項 地域支援事業費、1目 介護予防・生活支援サービス事業費、2節 給料から4

節 共済費まであわせまして243万3,000円の減額は、育児休業・人事院勧告及び共済組合等負担率の改定に伴う補正です。

2目 包括的支援事業・任意事業費、3節 職員手当等及び4節 共済費、あわせまして8,000円の減額は、人事院勧告及び共済組合等負担率の改定に伴う補正です。

9ページをお開き願います。

6款・1項・1目・節 予備費 158万6,000円は、介護保険保険者努力支援交付金新設に伴う地域支援事業費一般財源の減額による予備費の追加補正です。

次に、歳入の説明をいたします。

6ページをお開き願います。

4款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目・1節 介護保険事業費補助金 92万6,000円は、歳出で説明いたしましたシステム改修の財源となる国庫補助金の追加補正です。

7目・1節 介護保険保険者努力支援交付金 109万2,000円は、今年度新たに制度化されました介護保険保険者努力支援交付金の追加補正です。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、4目 その他一般会計繰入金、1節 事務費繰入金 12万4,000円は、人事異動・人事院勧告及び共済組合等負担率の改定などに伴う減額補正です。

次に、議案第8号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、672万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、3億2,222万7,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、人事異動、人事院勧告及び共済組合等負担率の改定などによるものです。

4ページの第2表 地方債補正は、起債発行可能額の決定による限度額の変更となっております。下水道事業債 670万円を減額し、補正後の限度額を8,990万円としております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料から4節 共済費まであわせまして672万8,000円の減額は、人事異動、人事院勧告及び共済組合等負担率の改定などに伴う補正です。

3款・1項 公債費、1目 元金は、下水道事業債発行可能額の決定による財源振替です。

次に、歳入についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。

4款・1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金 2万8,000円の減額は、歳出の減額分を一般会計からの繰入金で調整するものです。

7款・1項 町債、1目・1節 下水道事業債 670万円は、人件費の減額分の一部を下水道事業資本費平準化債から減額するものです。

以上で、議案第1号・2号・3号・5号・7号・8号の一括説明となります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 次に、議案第1号の詳細説明についてお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(福田伸一君) それでは、私からは議案第1号の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、10ページをお開きください。

1款・1項・1目 議会費、3節 職員手当等 10万6,000円の減額は、人事院勧告に伴う議員期末手当の減額分でございます。

11ページをお開きください。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、10節 需用費 336万円、11節 役務費 105万円、13節 使用料及び賃借料 174万3,000円は、ふるさと納税に関する予算で、当初予算で見込んでいたふるさと納税額 700万円を1,800万円とすることによる関連費用の追加補正でございます。

議案説明資料の資料番号1、1ページに事業の概要を記載してございますので、ご参照ください。

次に、5目 企画振興費、18節 負担金補助及び交付金 294万7,000円は、道南いさりび鉄道運行補助金で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、休校や社会活動の自粛により運賃収入が減少したこと等による補助金の追加補正でございます。

こちらにつきましても、議案説明資料の2ページに事業の概要を記載してございますので、ご参照ください。

次に、7目 広域観光推進費、18節 負担金補助及び交付金 150万円でございますが、自家用自動車有償貸渡事業者支援補助金でございます。新型コロナウイルス感染症の感染の終息が見えない状況の中、地域経済及び二次交通機能を守るため、事業を継続しているレンタカー事業者を支援し、引き続き事業を継続してもらうための補助金の追加補正でございます。

保有するレンタカー1台に係る維持経費の2分の1相当額として、1台あたり10万円を交付することとしてございます。

説明資料の3ページに、事業の概要を記載してございますので、ご参照ください。

次に、12ページでございます。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、27節 繰出金 90万6,000円は、国民健康保険特別会計への繰出金で、保険基盤安定負担金の確定、財政安定化支援事業費の確定、並びに人事院勧告等に伴う人件費分に係る減額補正でございます。

2目 国民年金事務費、12節 委託料 45万7,000円は、税制改正に伴う国民年金法施行令等の改正により、これに対応するためのシステム改修委託料の追加補正でございます。

3目 老人福祉費、27節 繰出金 12万4,000円は、人事異動及び人事院勧告等による人件費の減に伴う介護保険事業特別会計繰出金の減額補正でございます。

11目 後期高齢者医療費、27節 繰出金 73万円は、保険基盤安定負担金の確定に伴う減額、後期高齢者広域連合療養給付費負担金の令和元年度実績額確定に伴う増額、あわせましての追加補正でございます。

13ページをご覧ください。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、18節 負担金補助及び交付金 13万6,000円は、人事院勧告に伴う簡易水道事業会計負担金の減額補正でございます。

次に、14ページをご覧ください。

2項 清掃費、1目 清掃総務費、18節 負担金補助及び交付金 8,000円でございますが、人事院勧告等に伴い渡島西部広域事務組合負担金の減額補正を行うものでございます。

次に、15ページをお開きください。

6款 農林水産業費、1項 農業費、4目 農業振興費、14節 工事請負費 500万円でございますが、中野第6頭首工設備の老朽化により、洪水吐ゲートの開閉作業に不具合が生じ農業用水の取水に支障をきたしていることから、次年度以降の営農に支障がないよう整備するための追加補正でございます。

説明資料の4ページから6ページに、事業の概要等を記載してございますので、ご参照ください。

次に、16ページをお開きください。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費、18節 負担金補助及び交付金 1,210万円は、中小企業・小規模企業経営改善等支援事業補助金で3件分、900万円並びに、町内で宿泊業及び飲食業を営む事業者が実施する、新型コロナウイルス感染症の飛沫感染を予防するための備品購入費に対して交付する新型コロナウイルス飛沫感染対策補助金 310万円の追加補正でございます。

こちらにつきましても、説明資料の7ページから10ページに事業の概要等を記載してございますので、ご参照願います。

次に、17ページをお開きください。

8款 土木費、3項 河川費、1目 河川総務費は、瓜谷川等の浚渫に伴う地方債の財源振替でございます。

次に、18ページをお開きください。

4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、27節 繰出金 2万8,000円は、下水道事業特別会計繰出金で、人事異動及び人事院勧告に伴う減額補正でございます。

次に、19ページをお開きください。

9款・1項・1目 消防費、18節 負担金補助及び交付金 4,803万3,000円、こちらにつきましては渡島西部広域事務組合負担金でございますが、人事院勧告に伴う人件費の減及び小型動力ポンプ付大型水槽車更新事業に係る起債を渡島西部広域事務組合で借り入れることになったことに伴う減額補正でございます。

次に、20ページをお開きください。

14款・1項・1目 職員給与費、2節 給料から4節 共済費まで、あわせまして1,035万7,000円は、人事異動及び人事院勧告に伴う期末手当の減、並びに指定感染症、新型コロナウイルス感染症等に係る特殊勤務手当として4万5,000円を追加してございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金 20万7,000円は、歳出で説明した税制改正対応国民年金システム改修委託料の財源の追加補正でございます。

3節 国民健康保険事業負担金 10万8,000円につきましては、保険基盤安定制度保険者支援分負担金の確定に伴う減額補正でございます。

2項 国庫補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 9万7,000円は、歳出で説明いたしました税制改正対応国民年金システム改修委託料の年金生活者支援給付金分の財源の追加補正でございます。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金 26万3,000円は、保険基盤安定制度保険料軽減負担金及び、保険者支援分負担金の確定に伴う補正でございます。

4節 後期高齢者医療負担金 42万2,000円は、後期高齢者医療に係る保険基盤安定制度保険料軽減負担金の確定に伴う減額補正でございます。

2項 道補助金、4目 農林水産業費補助金、2節 農業費補助金 345万円は、歳出で説明した中野第6頭首工油圧装置及び電気設備更新工事の財源の追加補正でございます。

次に、8ページをご覧ください。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 350万2,000円の追加は、このたびの補正に係る財源調整でございます。

6目・1節 中小企業・小規模企業経営改善等支援基金繰入金 900万円は、歳出で説明した中小企業・小規模企業経営改善等支援事業補助金の財源として追加補正するものでございます。

21款・1項 町債、3目 農林水産業債、1節 農業施設整備事業債 150万円は、歳出で説明をいたしました中野第6頭首工油圧装置及び電気設備更新工事の財源の追加補正でございます。

4目 土木債、3節 河川整備事業債 300万円は、歳出で説明した瓜谷川等の浚渫に伴う財源の追加補正でございます。

最後でございますが、9ページをお開きください。

5目 消防債、1節 消防施設整備事業債 5,130万円は、歳出で説明した渡島西部広域事務組合負担金の減額に伴う地方債の減額補正でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思いますが、多岐にわたっておりますので、条例と補正予算に分けて質疑を行います。

はじめに、条例について質疑ございませんか。

5番 安齋 彰君。

○5番(安齋 彰君) 5番 安齋でございます。

職員の特殊勤務手当の支給に関する条例について、お尋ねいたします。

たぶんこれについては、公務員が勤務する医療機関ということで、条例制定をしないと給料の変更ができないということから制定されているものかと思いますが、これについては全国的なものなのか、それとも町独自で設定する条例なのか。国からこういうふうにしなさいと言われたようなものなのかどうなのかということがまず一つと、それから3条にあります従事、その従事に該当したかどうかというのは、誰が判断するのでしょうか。これは、申告制なんのでしょうか、お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(福田伸一君) この条例につきましても、まず全国的なものか、また医療機関等というようなご質問の内容かと思っております。これにつきましては、業務のあるなしによっ

て自治体によって、制定するしないの判断は分かれるものであろうというふうに思います。

当町におきましては、想定しております業務等については、既に病院事業等につきましては、この措置につきましては、制定をしているところでございますが、一般会計に属する職員が例えばコロナ関連の業務に従事する場合、災害発生の際の避難所運営、あるいは行旅病人に対する対応、こういったものがそういった業務にあたることを想定してございますが、これにつきましてはまた従事につきましても、これは業務を命令することになりますので、町長あるいは職場の上司、管理職が業務命令で対応するということになります。以上でございます。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 今回、特殊勤務手当これはこれで何も問題ないと思うんですけども、ただここに縷々記載の非常にわかりづらい。2,000円・3,000円・4,000円っていう3段階に分けた、なぜ分けなきゃいけないのかっていうことがまず一つ。確かに5分・10分例えば患者に手をかけたから2,000円ですよって、午前から午後まで例えば患者に関わった人には4,000円支給しますと、そうでないかたについては3,000円だとかって、なぜこういうふうにしなきゃいけないのか。感染症患者に関わったらこの防疫手当を支給するそれでいいのかなって、金額も一つでいいんでないだろうかって私は思うんですよ。その辺なぜこの3段階にしたのか、先ほども同僚議員と同様に、その部分をどう例えば見分けるのか、本人の自己申告なのか例えば管理者がきちんと把握をして、給料にこの手当が支給されるって非常にわかりづらいような気がするんですよね。その辺について。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 竹田議員の質問にお答えいたします。

まず、金額がなぜ分かれているのかという部分ですけども、これにつきましては指定感染症として指定されているものについては2,000円、そのうちこのたびコロナに限ったものについては3,000円・4,000円ということで、金額が分かれているということで、まずここはご理解ください。この金額をどのように設定したかと言いますと、人事院規則が改正されました。令和2年3月18日なんですけれども、それに基づきましてこの金額については9月定例会に渡島西部広域事務組合におきましても、9月定例会で同じ金額での設定をしているところでございます。

また、どのようなじゃあ支給するケースとかという考え方ですけども、あくまでも先ほど総務課長が申し上げましたように、業務命令に対して自己申告での管理者・管理職等がそこを業務として決定するという部分もございますけれども、基本的には業務命令であたっていただくということで、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時52分
再開	午前11時54分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

時間も時間ですので、補正予算に入る前に、今回の条例についての質疑がないよう
で、議案第9号についての採決を行いたいと思います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号 職員の特殊勤務手当の支給に関する条例制定については、原案のとおり可決
することにご異議ございませんか。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 休憩にして、一括提案だったと思うんですけれども、ほかのが終わっ
てからいまの進行になると思うんですけれども、一括なのでこれだけ先にやるっておかしい
と思うんですけれども。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時55分
再開	午前11時56分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、ただいま平野議員から動議がありましたので、元に戻しまして、一括上程され
ておりますので、討論等を一括して行ったあとに採決をいたしたいと思います。

午後1時まで、暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時57分
再開	午後 1時00分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

条例についての質疑が終わりましたので、次に補正予算について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 6番 新井田でございます。

資料1ページのふるさと納税についての補正額の内容が出ております。委員会での説明は
確かなかったなというふうな記憶しているんですけれども、非常に内容はここに記載してい
るとおりで、非常に大幅に増額という見込みをされているっていうことで、ある種想定外の
良い意味での増額なのかなというふうな思いがあります。いろいろここに書かれているとおり
だとは思いますが、この辺の流れをもう1回ちょっと簡単にでもいいですから説明
いただけませんか。いまに至った部分の。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(福田伸一君) このふるさと納税に関するご質問でございます。

これにつきましては、令和2年度当初予算では約700万円の寄付と。これは、過去の実績等から見込んだ寄付額でございますが、これを想定してございましたけれども、今年度このふるさと納税に関するサイトこれを増やす努力等を重ねた中で、現状11月末現在で1,410万7,000円の寄付がされているという状況に鑑みまして、1,800万円を今年度の寄付額というふうに修正をさせていただいたところでございます。

今後ともこのふるさと納税につきましては、町長の公約にもございますとおり、増やす努力これにつきましては、様々なほかのサイトだとか返礼品のさらなる検討等を加えながら、努力してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) いま、総務課長のほうからご説明いただきました。

本当にそういう意味では、非常に努力の甲斐があったというちょっと判断ですけれども、どうでしょうか。平成27年から見ると概ね600万円台とか400万円台とか、あっても500万円台というような流れでずっときていまして、今回こういうふうに非常に3倍以上のものが見込みに出るというような状況で、非常に個人的には喜ばしいことかなということで、非常にそれに対する努力が報われたんじゃないかなというような思いあったものですから、賑わいも含めて今後ぜひまたこれがドンドンドンドンアップできるようにご尽力いただきたいなとそんなふうに思っておりますので、よろしくどうぞお願いします。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

触れるつもりじゃなかったんですけども、いま同僚議員からふるさと納税の話が出て大変、過去の数字から比べると当然増えたので頑張っていますねという言葉でしたけれども、私は逆にこれまでが少なすぎた話であって、町の取り組みがここ何年か担当課長含めて取り組むって言ったのが少し実を結んだのもありますが、あくまでこのサイトに委託したおかげの稼働と言いますか見ていただく回数が増えた、プラスニュースでもやっていますけれども、コロナ禍の中で全国的にふるさと納税額が相当増えているんですね。そういうことを考えるとこのくらいは増えて当たり前だというふうに思っていたいただきたい。増えたからよっしゃあつていうことではなくて、さらに引き締めてまだまだ上げるといふ思いで担当課としては取り組んでいただきたいなと思いますので、それは答弁いりません。

補正の15ページ、資料の4ページでしょうか、これが老朽化によりこの資料に記載のと通りの工事を行うということで、内容は当然理解するんですけども、金額です。これ私もちよっと知識不足と言いますか、この設備更新に500万円もお金がかかるのかなということで、中身をお聞きしたいです。いくら補助金が約7割弱出るとはいえ、地方債含めて一般財源も含めて155万円。また、この工事の500万円のおおよその内訳と、これ特殊業務なので地元企業ができないものなのか、はたして地元企業でやれるものなのかもあわせて、お聞かせいただきたいと思います。

それと16ページ、商工費ですけども、資料の8ページです。

そもそも感染症対策の亚克力板ですとかパーティション、各個人事業者が既にやっちなきゃならない話であって、これに補助がいるのかなって疑問符もありますけれども、町民の声や各議員が視察や利用した時の意見があつて、町がやらなきゃならない対策だつていう

ことで、やるということには理解はします。その中で対象事業者、飲食業を含む31店舗でしょうか、にした理由です。というのが、既にコロナの感染対策としてここに対象ではない多くの事業者が既に先駆けて2月・3月ぐらいからビニールシートを貼ったりですとかを取り組んでいる個人事業者多いんです。その人達は、実際自分達でお金をかけたけれども補助でないよと、何で飲食店だけなんだっていう声もあるものですから、ここを対象にしたっていう明確な理由をいただきたい。

この対象者は、補助対象期間が6月1日っていうことですから、いま時期から遡って取り付けたところには補助しますよということなんですけれども、このさらに前まで遡ってやっている対象の店はないってことで調査済ってことでよろしいんですね。そこも確認させてください。まず以上とします。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) まず、1点目の頭首工の工事費の内容でございます。

まず、操作盤がありまして、そこが極めて老朽しております。そしてまた、油圧装置が今回老朽によりまして、上下の開閉ができない状況になっております。その取り替えで概ね57万かかります。それと、配管のカバーです。要は、電源装置から油圧までの配管がその取り替えもありまして、そこが60万くらいあります。あと、電源の操作盤ということで、65万程度かかります。それで、概ねうちの設計額に応じました単価等をかけまして、概ね490万程度かかるということでございます。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 私のほうから町内業者で対応可能かどうかということのご質問について、お答えいたします。

今回の頭首工の更新等につきましては、土工等の工事もございます。そういった中で、まだこれから指名委員会等の話になってくるんですが、現段階では町内の土木業者にとということでは考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) 飛沫感染防止対策事業のほうの対象事業者の根拠ということでございます。

こちらについては、基本的にはマスクをやはり外さなければ飲食ができないというような状況がありますので、そこについては必然的にマスクを取る行為が発生します。そうしますとやはり飛沫感染につながりますし、あとクラスターの発生原因ということもなりますので、そこについてはあくまでも飲食事業者のみを対象と。あと、宿泊事業につきましては、朝食を提供する際に、1箇所集まる等の行為がありますので、そういうことで今回は飲食、宿泊事業者を対象とさせていただきます。以上です。

○議長(又地信也君) もう1点。

産業経済課長。

○産業経済課長(片桐一路君) それと、遡及の関係です。

こちらは、新北海道スタイルの発出が6月の1日からということになりました。当然ですけれども、その日から事業者にとっては一定程度そういう感染対策に向けた努力をするということになりますので、町としては6月1日からの遡及ということにさせていただきます。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 順番にちょっと、工事のほうを聞き取れなかったので、単純に計算していくと57万・60万・65万で182万円になりまして、そのあとに何々費がついて490万円になったっていうもう1回聞かせてください。

あと、建設水道課長の説明で土木屋さんが受けるということですがけれども、電気設備等々は専門じゃないと思うので、土木屋さんが元請で土木屋さんが違う事業者さんに回すっていう認識でいいんですよね。そこもちょっと確認です。

それと、飛沫対策事業については、町としての意図はわかりました。でも先ほど私が聞いたのは他の事業者さん、既にお金をかけてやられているところ、実際飲食店にご家族で、あるいは個人で食べに来られた時にマスクは外しますよと、飛沫で感染する可能性が高いですよというのは理解します。しかしながら、他のサービス業あるいは小売業の方々もお客さんを選ぶわけにはいきませんから、お客さんがマスクしていない場合も多いんです。そうした場合、不特定多数のかたが来店されて感染の心配が発生すると。しかも人数も当然飲食店よりも数は多いんです、その店によりましてけれども。そういうお店は既にビニールシートを貼ったりだとか、あるいはお客さんが入るたびにドアだったりトイレだったり消毒したりだとか努力されているんですよ相当。でもその人達には実際お金もかけているけれども、補助もいかなど。そこをどう説明できるのかっていうことなんですよ。ですから私は、店舗の大きさにもよりますが、これ本当は常任委員会の時に説明してくれた時にもっと詳しく聞けば良かったんですけどけれども、実際アクリル板、パーティションを設置するのにちゃんと業者に頼めばとんでもない高い金額にはなるから10万円とか足りないと思うんですけども、自主努力で手作りでするとこんな金額がかからない場合もあると。であれば、もっと金額低くしてもっと範囲を広げてもいいんじゃないのかなというのを町の事業者さんから声聞いたものですから、その説明に答えられなかったんです。ですので、行政として明確に区分けした理由、それはマスクを外す可能性がお客さんあるからだけじゃ通用しないんですよ、いまの答弁だと。ほかの事業者さんもマスクをしないお客さんに対応している事業者さんいっぱいいるんですよ。その辺の部分についての答弁ってもう一度詳しくできますか。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 平野議員のほうから工事の内容についてのご質問ですが、現段階ではいま補正する予算ということで、今回500万円ということで、計上させていただいております。その中で、いまの段階で細かい数字の中身については、この場では申し上げるものではないという認識でおりますが、大枠として今回の工事の内容として、ゲートの開け閉めができなくなっているっていうことです。これがこの状況によって、農業用水への水の配ることができなくなるっていう現象が一番大きなことでありまして、これを解消させるためにまずゲートの油圧計を直します。この油圧計を直すことによって、電気で作業しておりますので、この操作盤等の補修修繕をしないとイケないということになります。

先ほど産業経済課長のほうから細かな数字等が出て発言はしているんですが、そういった中で現段階では予算を含めた中で500万円という中身になるということで、ご理解願いたいと思います。いまの段階では、この数字までしかお答えすることができない状況になります。

それは、これから発注する工事ということになりますので、発注予定金額というのはいまの段階では申し上げることができないものですから、ご容赦いただければと思います。

以上です。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 平野議員の質問にお答えいたします。

先ほど産業経済課長のほうからは、マスクを取らなければならない業者という説明をいたしました。その前提として飲食を伴うという部分、国の分科会等からもこのことはアルコールを提供する業種ですとか、飲食を伴う業種ということで、そこを町としてはしっかりと飛沫感染防止対策を行いたいということで、この31店舗ということでピックアップした上で、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。確かに小売業ですとかレジのところ、それぞれが事業主さんが設置しているというのも十分承知はしているところですが、あくまで会食を伴う部分、飲食、アルコール等を提供する、そこを飛沫感染防止したいという意味合いでこの事業に取り組みたいという内容でございます。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) ちょっとすみません、同じような内容で申し訳ないんですけども、いま副町長から31店舗ということで当然お話あったんですけども、個人的にはこれ常任委員会で説明あったのでいま言ったように、その中でワイワイやれば良かったんだろうけれども、個人的には私は例えばこういう飛沫、飲食店あるい飲み屋さんとかそういう部分に関しては、個人的には委員会でも申し上げたとおり、やはり企業努力もあってしかるべきだと思うんですよね。そういう中で、これ何でもかんでも商売に関与して行政がどうだこうだって、たまさかコロナ禍だからというような理由付けもあるんでしょうけれども、その辺と行政がそこまで介入すると。あるいはいま言ったように、先にやられている業者さんに対してのコメントはどうなんだってことをいま同僚議員から出ているわけですよ。ただ1店舗しか対象にしませんので、ご理解くださいというようにしか聞こえないんですけども、町長が常に言っているんですけども、やはり丁寧なご説明をしてもらわないと先にやったからそれだめよとか、あとからだから良いんだよってことではないと思うんですよ。だから、基本的にはおそらく良いことだと思うんですけども、ただやはり良いことをするためには、それなりのきちんとした説明をしてもらわなきゃならないということもあるわけですよ。その辺がちょっと足りないのかなと思ったりしているんです。町長も自ら当初からいわゆる業者さんをまわったり、細かく注意喚起含めてお願いにまわったりだと思います。そういう中で、いろんな話はされていると思うんですけども、そういう中で一つの話なのかもしれません、今回のこういう提案は。だけれども、そうなんだろうけれどもいま言ったように、じゃあ我々が先にやってこれ31店舗しかってというのはどうなのっていうようなことにもなるわけですよ。私個人的にもそうです。だから、そういう部分はきちんとご説明をしてくださいよってことですよ。なぜそうなるのと。なぜその前にやった方々には対応できないのというその辺の見解ですよ。その辺もう1回お知らせください。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) まず町内の事業所において、感染対策が進んでいないからといってこの事業に取り組むわけではなく、町の事業所、この飲食店、全て100%まずは感染防止をしていただきたいという思い、そこが原点ということで、決して進んでいないから進んでいるからそういう意味ではありません。100%全てのかたが利用する上で、安心安全に飲食

店を使っただけのようにという思いがまずあるということで、そこを一つご理解いただきたいと思います。また、あと先ほど一つ言っていなかったんですが、飲食を伴いますとどうしても時間が長くなります。先ほど小売業の部分でもどういう説明したらいいんだという部分もあったかと思うんですが、やはり飲食を伴いますとどうしても時間も長くなりますので、その業種に絞ってここは感染防止対策、このような飛沫感染の防止対策を進めていきたいという考えで進めたところでございます。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 私のほうから、いさりび鉄道の負担金この関係について。木古内町とすれば今回の補正では約290万円、当初予算とあわせれば1,100万強になっています。これがやはり木古内町のいま人口減少4,000を切った町としての財政を心配するから、いま質問に立っているんですけども、これが今回1番目の趣旨等の中では、コロナが影響している。

それと、線路使用料これの減収だと。そして、この枠内の②減少の要因のところでは、新型コロナウイルスの影響による運輸収入が減ったって。だけれども、1番目の趣旨なり目的に書いているたぶんこれが大きいのかなと思うんだけど、線路の使用料これが減ったっていう要因がないんだよね。だから、補正は補正でいいんですけども、実際コロナで減収しているのが総体でだいたいこのくらいいくくらい、線路使用料ではいくら、そしてだいたいの売上でいくらか、それと三つ目の部分については、これはそういうスタッフの増員したことによって、今年度限りのものだと思うんですよね。次年度からは出てこないだろうと思うんだけど、私はやはりことしの分でなくて、これから将来にわたってこういういさりび鉄道に対する負担が木古内町は4.4%の負担ですから、ほかの町ではもっと大きいところもあるんですよ。だから、これはこのままこういう状況が続いていくのか、コロナ含めて今年度限りの特化した事情なんですよっていうものなのか、たぶんいさりび鉄道の株式の役員会の中ではそういう詳しい説明があったと思うんですよ。その辺をこの資料にきちんと明示すべきだと思うんですよ。肝心なところは全然見えていない。本当にコロナの影響があるのって思わせるような状況もあるんですよ。だから、貨物の例えば線路使用料が減ったのは減便になったのか、いろんなコロナ禍の中での本数が減ってそうなのかっていう部分の実態が我々はちょっと見えていないものですから、将来のことを心配するが故の質問ですので、一つよろしく。

○議長(又地信也君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) 道南いさりび鉄道運行補助事業についてのご質問でございます。

損益減少の主な要因として記載しているとおりです。まず新型コロナウイルスの影響による運輸収入の減少と五稜郭駅店舗における売店事業収入の減少、それと費用としては人件費の増加ということでございます。なお、趣旨・目的のほうに書いています線路使用料収入につきましては、減少はしていますが実は線路使用料収入の対象となる費用も圧縮していますので、それほどではないということでございます。

まず、運輸収入の減少でございます。これについて、前年・前々年と比較した中で、積算する中ではおよそ3,000万円減少となっています。加えて沿線人口の減少に伴うものが600万から700万あるというふうに伺っています。

それと、五稜郭駅の店舗における売店事業収入の減少は、粗利として200万円ほど減少になっています。これは、トントンか若干の黒という前年の収支状況だったんですけども、そのような状況でございます。

それと、指令業務の直営化に伴う人件費の増加につきましては、JRなり貨物なり、それから人員派遣を多く受けています。そのような状況なんですけど、実はJRもなかなか厳しい状況で、プロパーの職員については、極力戻していただきたいという中で、人件費としては嵩みますけれども、トレーニング期間を含めて現在多くのプロパー職員を採用してございます。それで、結構人件費が嵩むということなんですけれども、その一定割合は貨物の線路使用料の収入のほうにも跳ね返ってまいります。その辺を差し引きしますと、おおよそ1,000万円から1,000数百万、収支の悪化要因というふうになってございます。先ほど言ったように、人口の減少に伴っていきなりび鉄道の経営としては、以前として厳しいというような状況が続きます。経営計画を10か年で策定しまして、現在、それに則って収支状況をみているわけなんですけれども、開業後5年が過ぎた時点で、その経営計画の見直しということになっております。現在、その作業も北海道をはじめとして構成自治体で行っておりますので、しかるべき時にその状況についても説明していきたいというふうに思います。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第9号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号 職員の特殊勤務手当の支給に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第10号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第3号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第7号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 令和2年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原

案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第8号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)

○議長(又地信也君) 日程第15 議案第4号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、議案第4号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

第2条は、本年度予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

内容は、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供並びに、インフルエンザ流行期に備えるための体制整備に関するものです。

収入は、第1款 病院事業収益の既決予定額 14億1,132万1,000円に3,584万3,000円を追加し、14億4,716万4,000円し、支出は第1款 病院事業費用の既決予定額 14億9,500万円に827万円を追加し、15億327万円とするものです。

第3条は、本年度予算第4条に定めた、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

内容は、新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援事業交付金の帰国者・接触者外来等設備整備事業を活用し、発熱外来診察室に冷暖房設備を整備するものです。

収入は、第1款 資本的収入の既決予定額 2億6,072万2,000円に68万円を追加し、2億6,140万2,000円とし、支出は第1款 資本的支出の既決予定額 3億5,682万円に68万円を追加し、3億5,750万円とするものです。

それでは詳細につきまして、収益的支出からご説明いたします。

議案説明資料、資料番号1の11ページから12ページもあわせてご覧ください。

議案につきましては、8ページをお開き願います。

1款 病院事業費用、1項 医業費用、2目 材料費、節 医療消耗備品費 712万円の追加は、新型コロナウイルス感染症疑い患者等を受け入れするにあたり、感染症対策に必要な医療消耗備品を購入するものです。

3目 経費、節 消耗備品費 40万円及び委託料 75万円の追加は、新型コロナウイルス感染症疑い患者等を受け入れするにあたり、感染症対策に必要な備品購入費及び感染症廃棄物の増加に伴う処理委託料を追加するものです。

次に、収益的収入を説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款 病院事業収益、2項 医業外収益、8目 補助金、節 道費補助金 447万円の追加は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金で、医療従事者宿泊支援事業 132万円、感染患者早期受入協力医療機関支援金支給事業交付金 315万円をそれぞれ追加するものです。

節 国庫補助金 3,137万3,000円の追加は、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金で、電話相談体制整備事業 100万円、外来診療・検査体制確保事業 1,037万3,000円、及び救急医療機関体制確保事業 2,000万円をそれぞれ追加するものです。

次に、資本的支出をご説明いたします。

10ページをお開き願います。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 有形固定資産購入費、節 工事請負費 68万円の追加は、発熱外来として使用している小児科外来へ冷暖房設備を設置するものです。

次に、資本的収入を説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款 資本的収入、4項・1目・節 道費補助金 68万円の追加は、支出で説明いたしました発熱外来へ設置する冷暖房工事費に対する、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金です。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番 安齋 彰君。

○5番(安齋 彰君) すみません、内容的な質問ではないのですが、議事日程のほうで議案第4号で補正予算第4号となっておりますが、議案書のほうにつきまして議案第4号は補正予算第5号というふうに表記されているのですけれども、これは間違いでしょうか。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後1時40分
再開	午後1時41分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 1点だけ教えてください。

資料の12ページの電話相談体制整備で、100万円の予算計上していますよね。電話の整備で100万円もかかるのだろうかという単純な疑問です。

○議長(又地信也君) 病院事業事務局長

○病院事業事務局長(平野弘輝君) ただいまご質問いただきました、電話相談体制整備事業について、ご回答させていただきます。

相談体制整備なので、電話を整備するとかではなくて、そこに貼り付けする人件費等に対する事業でございます。この事業につきましては、発熱外来を5月に当院のほうで体制を整備してこの間やってきております。これにつきましては、24時間体制で電話体制は救急と一緒にやっておりますので、それに要している人件費に補助上限額の100万円を充当するというような内容でございます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 発言の訂正をさせていただきます。

先ほど議案第4号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)と申し上げました部分を、議案第4号につきましては、令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)と訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号 令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第3号)

○議長(又地信也君) 日程第16 議案第6号 令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、議案第6号 令和2年度木古内町高齢

者介護サービス事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、第2条は、本年度予算第4条に定めた、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

補正の内容は、今年度更新を予定していました電話機設備・ナースコールについて、北海道内での新型コロナウイルス感染状況の終息の見通しが立たないため、この事業につきましては居室内で作業を行うため、利用者の感染リスクというものを伴うことから、事業を翌年度に延期するため補正するものです。

収入では、第1款 資本的収入 2,100万円を減額し、補正後の予定額を230万円とし、支出では、第1款 資本的支出 2,100万円を減額し、補正後の予定額を4,116万円とするものです。

次に、特例的収入及び支出、第3条は、本年度予算第5条に定めた、企業債の限度額を2,100万円減額し、230万円に補正するものです。

それでは、詳細につきまして、支出から説明いたします。

6ページをお開き願います。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 有形固定資産購入費、節 備品購入費は、電話機設備・ナースコールの取得費 2,100万円を減額補正するものです。

次に、収入について説明いたします。

5ページをお開き願います。

1款 資本的収入、1項・1目・節 企業債 2,100万円を減額補正するものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第10号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第17 議案第10号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第10号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を説明申し上げます。

このたびの一部改正は、令和3年1月1日施行の個人所得課税の算定方法見直しに伴い、現行の国民健康保険税の軽減判定に不利益等が生じないように、本条例の一部を改正するものです。

改正内容や詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 税務課長。

○税務課長(幅崎英樹君) 資料番号1の13ページをお開き願います。

国民健康保険税を算定する際に、所得の少ない世帯への軽減措置として、所得の階層及び世帯構成により7割・5割・2割のそれぞれ軽減措置がございます。

その減額規定を定めているのが、第23条になりますが、現行第1号から、資料の14ページにまたがりませんが、第3号まで、それぞれ33万円の基準額が定められております。この33万円に世帯人員に応じた額を加算する制度となっております。

この基準額を右側の改正後の欄に記載のとおり、43万円に引き上げるものです。

引き上げる理由につきましては、個人所得課税の算定方法が見直されまして、給与及び年金収入から控除される金額が10万円減額となりますので、従前と同じ収入のかたであったとしても、令和3年度以降は10万円分所得が増額となってしまいうために、国保税の軽減判定において不利益が生じないように見直すものです。

15ページに記載の附則の改正につきましては、このたびの改正に伴い、読み替え規定の文言を整理するものです。

議案のほうに戻りまして、施行期日につきましては令和3年1月1日から、適用の区分については、令和3年度分の国民健康保険税から適用させるものとしております。

以上、詳細説明を終えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(又地信也君) 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程になりました、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

推薦者の経歴等につきましては、議案の次のページに議案説明資料、資料番号2を添付しておりますのでご参照願います。

職業は、株式会社佐藤工務店 代表取締役です。

昭和43年に函館工業高等学校土木科を卒業され、平成8年10月から松前地区保護司、平成20年3月から行政相談員、平成25年4月からは木古内町観光協会長の要職に就かれております。

人権擁護委員としては、平成11年から現在まで21年間継続しております。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、可として答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、諮問第1号については、可として答申することに決定をいたしました。

発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(又地信也君) 日程第19 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

意見書案第1号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第20 意見書案第1号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番 手塚昌宏君。

○2番(手塚昌宏君) 2番 手塚昌宏です。

意見書案第1号 令和2年12月17日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 手塚昌宏、賛成者 木古内町議会議員 東出洋一、同じく吉田裕幸。

意見書案第1号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規程により、別紙のとおり提出します。

日本農業をめぐるっては、TPP11や日本貿易協定など大型FTAが相次いで発行されている中、輸入農畜産物の関税撤廃・削減による各協定により国内への影響試算は、北海道はもちろんのこと全国において、農業や地域経済への影響が懸念されています。

そうした中、1月15日に新型コロナウイルス感染者が国内ではじめて確認されてから、国内外で人や物の移動制限が措置される状況下で、感染拡大がいまなお爆発的に広がり、各国での輸出入制限を強める動きから、農畜産物を輸入に依存している我が国の食料政策に懸念を抱くこととなり、緊急時に自国の食料を安定的に確保するという食料安全保障の重要性が高まっています。

農業においては、インバウンド需要の落ち込みや中食・外食産業の低迷で、米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの需要が大幅に減少し、需要喚起と価格の回復対策が急務となっています。特に、米においては、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な消費減少に加え、主産地が豊作基調にあることから、需給が緩和しており、来年に向けては大規模な減産が求められています。

コロナ禍の終息が見られない現状において、農業を基幹産業としている北海道は、深刻な問題となっており、今後も農畜産物への影響が続くと、農業者の経営困窮や関連企業の縮小・倒産など地域経済に大きなダメージを与えます。

このため、農業者が次年度以降も安心して営農を継続できるよう、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るとともに、地方自治体への対策関連予算を十分に確保し、適時対応いただくよう要望することから、記載しております以下の点を重点として、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第21 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

会 期 中 の 閉 会

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、これにて、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和2年第4回木古内町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労様でした。

(午後2時01分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年12月17日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 竹 田 努

署 名 議 員 平 野 武 志